

子どもにおけるいじめの現状と対応についての考察

—特に学校教育の実態と取り組みを中心に—

長 沼 美 帆

A study on the present Situation and measures of Bullying for Children:
realities and efforts of the school

Miho Naganuma

Bullying is a serious problem, it is a big problem not only in schools but also in society. In Japan, bullying began to become a social problem since the 1980's and has reached today. It's developed into a murder case because of overdone bullying. The child who commits suicide over the pain of excessive bullying increased.

In this research, In the first chapter, we analyzed the change of bullying problem and occurrence from related materials. A case study about bullying was performed in Chapter 2. In chapter 3, literature survey was conducted on the present Situation and measures of bullying in Fukushima Prefecture and Koriyama city. In chapter 4, Questionnaire survey was conducted for ten teaching supervisors of public middle schools in Koriyama city. In Chapter 5, Measures of Bullying in moral education was mentioned. The final chapter, I mentioned the way of school education towards a society where bullying can be stopped..

はじめに

いじめ問題は、現在の学校教育現場において、全ての学校・教職員が切実に受け止め、協力して取り組むべき重要な課題の一つである。子どもの成長過程によくあるものの一つとして喧嘩はよくあることであったが、いじめとなると問題は別となってくる。いじめが原因で自らの命を絶ってしまったり、行き過ぎたいじめが原因となり殺害事件にまで発展してしまうような事件が発生するようになり、いじめは学校問題のみならず、社会問題としても重要視されるようになった。筆者は、教職を希望しているため、生徒指導の中核的な問題となっているいじめの現象と対策について、統計や理論および実際のいじめ事案を踏まえつつ、「子どもにおけるいじめの現状と対応についての考察」と題して、この研究に取り組んだ。その際、特にいじめ事案の多い中学校に焦点を当て、学校教育の実態と取り組みを合わせて考察を進めることにした。

論文構成

本件研究は、子どもたちの健全な人間性や社会性を育むことを念頭に置きながら進められた。

第1章において、日本のいじめの発生の実態と推移を読み解き、第2章においては、いじめの事例研究を行った。第3章においては、福島県内のいじめの現状を明らかにし、次いで、第4章においては、郡山市における市立中学校のいじめ問題の実態と対応の現状をアンケート調査を加えて考察した。第5章においては、福島県内で使用されていた道徳教育副読本を比較し、道徳教育におけるいじめの扱われ方について考察した。

以上のように、本研究は、学校におけるいじめ問題対策の効果的な在り方について、解決や防止の方法、方向性について明らかにすることを目的とした。

最後に、終章として、いじめの理論動向や現状を踏まえた上で、「共同性」と「民主化」の原則に立つ学級経営や人間関係の構築について考察を加えた。

研究方法

研究の手法は、いじめに関する著作、公的機関が刊行した専門的資料、その他インターネット掲載記事や新聞記事を用いた探索など、これらを全体的に用いて、一部にアンケート調査を取り入れた。

文献調査においては、文部科学省が提示している資料を主に参照し、次いで、国立教育政策研究所の刊行物、併せて、森田洋司、滝充、内藤朝雄、吉田順ら専門家の著書、さらに、福島県教育委員会、郡山市教育委員会、郡山警察署が提示している公開資料、その他、関係諸機関の既報論文を参考・引用文献としている。

アンケート調査においては、郡山市の市立中学校10校に勤務する生徒指導主事を対象に行った。10校の選出については、教育委員会学校教育推進課の助言により、郡山市立中学校全28校のうち、生徒数の多い中学校5校、生徒数の少ない中学校5校とした。アンケートの配布については、それぞれの中学校に直接持参し、回収は郵送によるものとした。配布期間を平成29(2017)年5月とし、回収期間を同年6月とした。回収数は10で回収率は100%であった。

調査項目は、各校におけるいじめの指導の有無、指導の内容、保護者への対応、道徳や特別活動の利用との関係、教職員の情報共有等についてである。

郡山市内のいじめ問題への対応の考察としては、福島県内の公立中学校に配布されている道徳副読本(平成30(2018)年1月現在では、中学校の道徳はまだ教科ではないゆえに、教科書ではなく副読本を対象とした)に見るいじめ問題掲載の割合について比較調査を行った。比

較の対象とした副読本の出版社は、文部科学省、日本標準中央教材、東京書籍とした。三社の比較を中心に、三社を通した福島県の道徳教育の重点項目を導き出し、いじめとの関連で福島県の道徳教育の傾向を探った。

結果及び考察

(1) 文献調査

文献調査によって、いじめ問題の発生の推移、いじめの事例研究、福島県はいじめ問題の現状について明らかになった。

学校教育の問題として1970年代までに挙げられていたのが校内暴力である。しかし、それも徐々に沈静化し、教育現場での問題が解消していったかのように思われた1980年代後半に、暴力という目に見える問題からいじめという可視化しにくい問題へと徐々に移行していったのである。その後、昭和61(1986)年に起きた中野富士見中学いじめ自殺事件がマスコミに取り上げられたことをきっかけに、いじめは学校内の問題にとどまらず、大きな社会問題へと発展していった。いじめ問題がマスコミによって取り上げられるような悲惨で痛ましい事件が起きるたびに、文部省・文部科学省はいじめの定義を4回にわたり変更した。これらの定義の変更のたびにいじめの発生件数は増加したのであるが、これは、定義が変更されたことによって、それ以前までいじめとは受け止められなかった軽微な出来事もいじめとしてカウントされるようになったためである。

マスコミに大きく取り上げられたいじめ事件のうち、特に、本研究において言及した事例研究は、まず、「大津市中学2年男子生徒自殺事件」である。この事件によって、学校や教育委員会側の隠蔽体質が明るみに出され、さらに、いじめ加害生徒側の家庭(親)のあり方が大きく報道され、社会の関心を集めた。次に、あまりにも無惨で陰湿ないじめの内容であったが、数人の少年によるいじめが、一人の少年を殺害するに至った「川崎市中学1年男子生徒殺害事件」がある。さらに、福島県民として注視すべきは、平成23(2011)年3月に東日本大震災が起こり、それによって発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の風評被害が子どもたちに及ぼした「横浜市原発避難いじめ事件」の3つである。事例研究と併せて、福島県内で過去に起きた非行、並びにいじめ事件の件数や内容についても言及した。

(2) アンケート調査結果

先のアンケートの調査では、郡山市内の公立中学校におけるいじめ問題への教員の対応について重点を置いた。森田氏によると、いじめは、集団における加害者と被害者の他に、はやしたてたり、面白がって見ているだけの観衆としての生徒たちや、見て見ないふりをする傍観者

としての生徒たち、4層から成り立っている。いじめは、加害者、被害者だけで成立することはほとんどなく、観衆や傍観者が加わって作用するのである。したがって、いじめ問題へ対応するには集団全体への指導が必要であるが、郡山市内のアンケート結果からは、集団全体に指導した教師は半数にとどまっていることが分かった。また、保護者の日々の適切な対応は、生徒のいじめ防止につながる抑止力となるため、いじめの加害、被害に関わった保護者だけではなく保護者全体への対応や説明が必要であるが、全体の保護者へ対応している教師はわずか3割にとどまっていることが判明した。

さらに、上記アンケートに回答した7割の教師が、道徳の時間や特別活動の時間を利用することで、いじめを防止することができると回答したが、いじめの防止に最も効果があるものとして道徳教育の副読本を選択した教師はわずか2割であった。教師のいじめ問題の取り扱い方によって、いじめ問題の防止や解消に差が見られると考えられていることが垣間見えた。また、道徳が教科化される以前の副読本については、いじめを防止できる内容が少ないと感じている教師が多い傾向にあることが分かった。

(3) 道徳副読本比較

福島県内で平成28(2016)年までに使用されていた道徳副読本のうち、3社の副読本を比較した結果、3社ともいじめ問題をテーマとしているのは1～3節であり、全体の1～2割程度にとどまっていることが明らかとなった。内容は、大半が子どもの情緒に訴える物語形式であった。そのうち、2社は加害者の視点からいじめ問題を捉え、いじめるという行為がいかに卑劣で愚かな行為であるかということに気づかせる内容となっていた。滝氏によると、いじめの指導の方法としては情緒に訴えるよりも学級の雰囲気をとらえることが重要である。アンケート結果で道徳副読本がいじめの防止になると答えた教師が少なかったのは、現在使用されている副読本の大半が子どもの情緒に訴える物語形式であったことが原因ではないかと解釈される。

(4) いじめ防止に向かう学級経営と共同性の育成

いじめの多くは、そもそも少年犯罪や非行などと異なり、日常生活の中での私的責任領域で発生する人間関係のトラブルや、ルール違反、マナー違反に属する。したがって、学校と関係機関の連携が重視され、「抱え込みから情報連携、さらには行動連携を」という文科省や警察庁の提言が重要になってきていることはいうまでもないが、本来の生徒指導は、問題の解決を警察や教育委員会などの外部の介入に委ねるといった方向をとるよりも、その前に意をもちいるべきは、子どもたちの「社会性」「共同性」の育成である。

これについて森田氏は、学級経営における「共同性の育成」という問題を、日本の学校では

未だ根付きにくい「市民性の育成」という方向性を打ち出すことによって、いじめ防止のための基礎理論としている。それには、何もかもを「公」すなわち「官」に委ねるということではなく、NPO法人(非営利組織)やボランティア組織による社会参加と社会刷新の運動にみられるように、子どもたちに、新たな社会システムを担うことのできる資質を育み、社会づくりに参画する力を培うことである。

学校は、社会のなかの自己のあり方についての考え方を身につけ、1人前の社会人としての能力を培い、実践するための多様な学習資源を備えた場所であるとするならば、子どもたちには、社会を担い社会を成熟させていくための主体性を培わなければならない。森田氏は、そのことを「共同性の再構築」という言葉で表現する。

いじめの問題で言えば、問題に関わる全ての人々が、問題の生成・展開・抑止に責務を負っていると認識することであり、その責務は、お互いが共同生活を営むメンバーであるという自覚に基づく。この自覚に立ちつつ、他のメンバーと協働して問題に対応することで、被害やリスクを抱えたメンバーを支え、共同生活の安寧と福利を図るのである。それは社会の共同性を担保する責務であり、構成員一人一人の市民性意識に根ざすものである。

あらゆる分野で私事化が進行している今日の社会の中で、「公」「官」に依存するのではなく、「公」と「私」、「官」と「民」が協働しつつ社会のガバナンスを確立していくべき時代に入っていると、森田氏は強調する。そのためにも、学校の生徒指導においては、規則で子どもを管理・統制するというやり方にとどまるのではなく、市民性意識の形成が必須であり、その能力こそが、これからの社会を担う子どもたちを育む重要な資質であると解釈される。この面が、欧米の規範教育と比べて、日本の学校の生徒指導に欠けている面であるとみられる。

子どもたち、教職員、保護者をも含めた学校社会を構成している人々のすべてが、お互いに共同生活を営むメンバーであると自覚すること、そして、いじめという問題の生成、展開、抑止に共同で責務を負っていると認識するような「柔らかな行為責任」を自覚できる「市民性」を構築していくということが課題として提起されるのである。

まとめ

いじめ問題は、非行や校内暴力、不登校とともに、現代の日本の学校が抱える深刻な問題のひとつとなっている。日本社会で古くから見られたいじめという現象と、1980年代から見られるようになったいじめは少しずつ異なっている。インターネットを利用したいじめなど、これまでにはなかった新しい手口も現れた。

それに伴い、いじめに関する事件が増え、毎日のように特集が組まれて報道された。いじめを苦にした自殺であったり、いじめが延長となって殺人が起こったりなどして、子どもたちの

安全な学校生活が危ぶまれていることに社会は大きな関心を寄せた。

また、道徳が教科化され、平成30(2018)年度から小学校が導入され、平成31(2019)年度から中学校で「特別の教科 道徳」として新たに導入される。いじめは、いじめを受けた被害者が心身に大きな傷を負うことは言うまでもないが、いじめを行った加害者もまた、法律または社会のルールに基づき責任を負わなければならない場合があり、その心に大きな傷を残す。「いじめのつもりはなかった」「みんなもしているから」では済まされず、いじめられている子どもを見ていただだけの周囲の子どもも後悔に苛まれる。

子どもたちを、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にも聴衆にもしないために、「いじめは許されない」ことを道徳教育の中や普段の学校生活のなかでしっかりと学び、実践できるようにする必要がある。

現代の子どもを取り巻く環境は、家庭、学校、社会の状況の変化とともに多様化している。教員は、その時の実態に沿った教育をしていくことが求められている。いじめ問題も、1つとして同じ事例は無いのではないかと感じる。「無視」「仲間外れ」「暴力」といったカテゴリーに分類すればそれまでであるが、そのいじめの背景にある原因はそれぞれ異なっているのではないだろうか。教師は、制度や対応の方法に縛られることなく、一人一人の生徒を観察し、向き合って対応していくことが大切なのではないかと考える。もちろん、学校現場ではいじめ問題のみならず、教員が向き合わなければならない仕事や問題はたくさんある。しかし、子どもたちの明るい未来であったり、一つの命を守り、健全に育てていけるのは家庭や親だけではなく教師の一つの大切な役割であると考え。悪ふざけがいじめへ発展し、命を絶つ重大な事態まで発展したことや、暴力という目に見える問題からインターネット上のいじめという可視化しにくい問題へ進化していったように、今後も学校教育の課題は少しずつ形を変えていくと考える。その時、教師は何を感じ、どのように対応するべきなのか、一つ一つ丁寧に向き合うことが問題を解決する一つの方法なのではないかと考える。

今後の課題

今回のアンケート調査では、郡山市内の中学校におけるいじめの対応について知るために、幅広い視点から質問項目を作成し、アンケートを行った。いじめ問題についてより詳細に対応の仕方や取り扱い方を探るためには、焦点を絞った調査を行う必要がある。そのため、より詳細なアンケートの質問項目を考慮し、郡山市内におけるいじめの現状と対応について明らかにしていきたい。また、いじめ問題はプライバシーにかかわることから、アンケート調査の対象校は、郡山市内の中学校全28校のうち、10校のみに制限された。より正確な情報を得るために、プライバシーに配慮された方法を用いて調査する必要があると考える。

なお、学校における生徒指導体制の組織化については、いじめ防止対策推進法によって対応と推進が勧告されているが、文部科学省ならびに福島県教育委員会の『生徒指導マニュアル』によっても学校ごとの組織化が義務付けられている。各学校が、生徒指導体制をどのように組織化しているかは、教育現場の事例研究としても極めて実践的な研究テーマとなる。この研究については、重要であることはいうまでもないが、本研究の範囲を上回る内容となるので、残念ながら将来の研究テーマとし、今後機会に恵まれたならば、その方面の研究を進めていきたい。

謝 辞

本研究を進めるにあたり、アンケートへのご助言、ご指導を賜りました郡山市教育委員会学校教育部学校管理課、学校教育推進課の指導主事の先生方をはじめ、アンケートへの回答をお寄せくださいました郡山市立の10中学校の生徒指導主事の先生方に深く感謝の意を表します。

この研究を修士論文として完成することができたのは、何よりも指導教授である石堂常世先生のおかげです。論文の構成、資料の検索や紹介、文章の表現等について、連日貴重なお時間を割いてくださり、きめ細かいご指導をしてくださいました。そのご指導は、生涯の思い出となります。まことにありがとうございました。

副査をお引き受けいただきました佐久間邦友先生、小林徹先生にも御礼申し上げます。

さらに、論文提出まで助言や指摘をくださいました先生方に対して、改めてここに感謝いたします。

最後に、執筆中の私を温かく見守ってくれた家族・友人にも感謝いたします。

文献

- ・森田洋司『いじめとは何か 教室の問題、社会の問題』中公新書(2010)
- ・滝充『「いじめ」を育てる学級特性—学校がつくる子どものストレス—』明治図書(1996)
- ・内藤朝雄『いじめの構造 なぜ人が怪物になるのか』講談社現代新書(2009)
- ・森田洋司監修『いじめの国際比較研究—日本、イギリス、オランダ、ノルウェーの調査分析』金子書房(2001)
- ・森田洋司総監修／監訳『世界のいじめ』金子書房(1998)
- ・吉田順『生徒指導 24の鉄則』学事出版(2014)
- ・向山洋一『いじめの構造を破壊せよ』明治図書(1991)
- ・広田照幸監修 伊藤茂樹編『リーディングス 日本の教育と社会 第8巻いじめ・不登校』日本図書センター(2007)
- ・内閣府 平成27年度 『子ども・若者白書』

子どもにおけるいじめの現状と対応についての考察

- ・文部科学省 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果について
- ・文部科学省 いじめの定義の変遷
- ・文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ
- ・文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導資料
- ・国立国会図書館 学校におけるいじめ問題の最近の動向
- ・石川義之「いじめ被害の実態—大阪府立中学校生徒を対象にした意識・実態調査から—」
- ・平松芳樹「現代の子どもといじめについての考察 青年期におけるいじめの意識調査」
- ・廣井亮一「子どもの攻撃性に関する一考察 —少年非行の現状を通して—」
- ・共同通信大阪社会部『大津市中2いじめ自殺』PHP新書(2013)